

第 4960 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 4月10日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 役員の出張費、日当の取扱い

**Q**：役員の出張費や日当は、どれぐらいの金額まで認められるのでしょうか？

**A**：その出張に通常必要であると認められる金額が限度額となります。

### 【解説】

会社が、出張に係る費用として支出するものには、電車やバス、タクシーなどの交通費、宿泊費、食事や雑費に充てられる日当などがありますが、これらの費用が損金として認められるためには、出張の目的、目的地、行路、期間の長短、宿泊の要否、旅行者の職務内容及び地位等を総合的に勘案して、その出張に通常必要とされる費用の支出に充てられると認められる範囲内の金額でなければなりません。

通常必要と認められるかどうかは、次により判断されます。

- ①その支給額が、その支給する役員及び使用人のすべてを通じて適正なバランスが保たれている基準によって計算されたものであるかどうか。
- ②その支給額が、その支給する法人と同業種、同規模の他の法人が一般的に支給している金額に照らして相当と認められるものであるかどうか。

なお、職務を遂行するために行う旅行の費用に充てるためのものとして支給される金品であっても、月額又は年額により支給されるものは、給与所得として課税対象になりますので注意してください。

